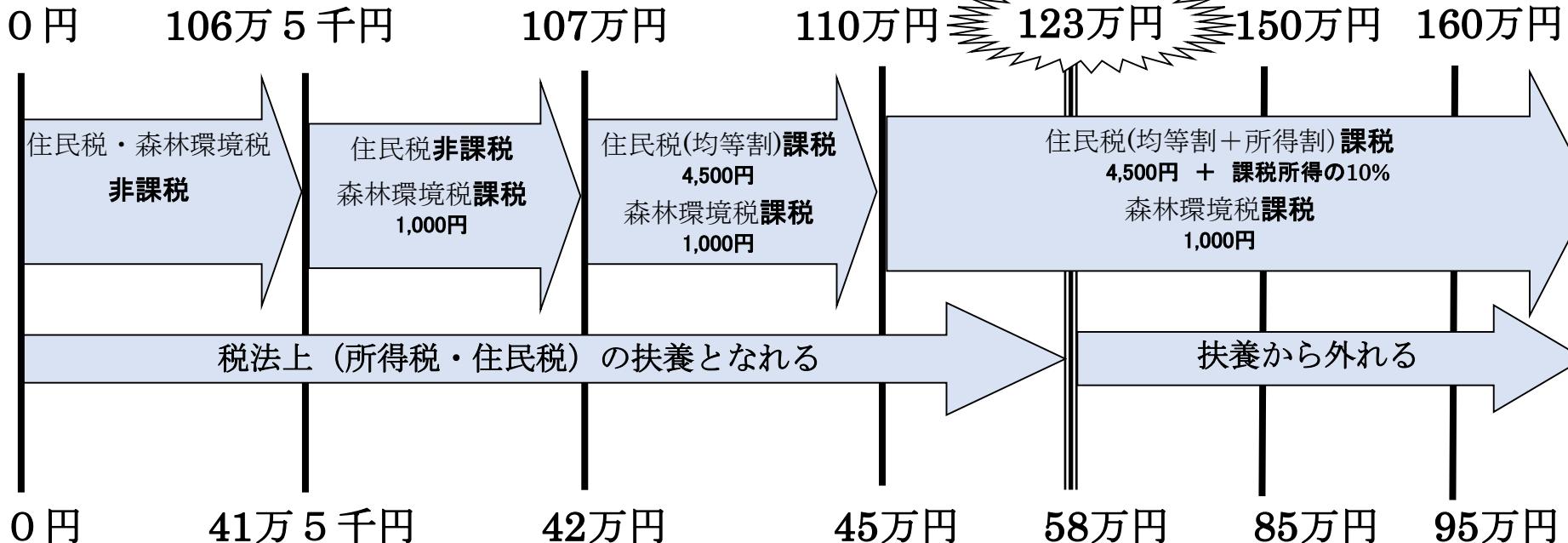


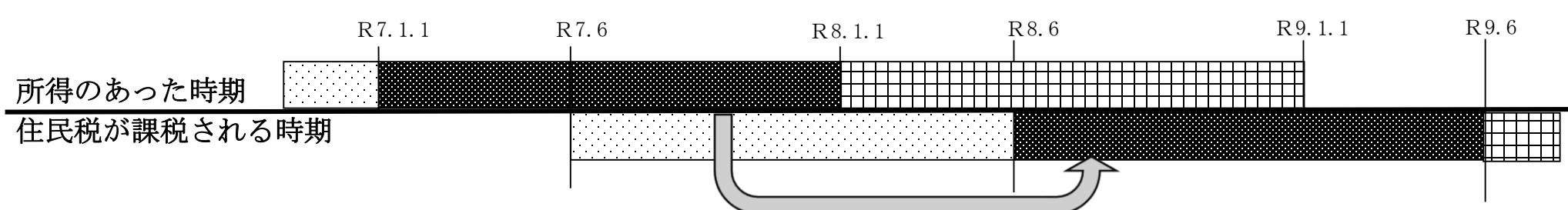
令和8年度：給与収入のみの場合

※扶養のあるかた、障がい者、ひとり親、寡婦、未成年に該当するかたは基準が異なります。

給与収入



給与所得



令和8年度の住民税（市・県民税）は、令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得に基づいて計算しています。（翌年課税）

令和8年度：年金収入のみの場合

※扶養のあるかた、障がい者、ひとり親、寡婦、未成年に該当するかたは基準が異なります。

65歳未満のかた (昭和36年1月2日以後生まれ)

年金収入 0円 101万5千円 102万円

65歳以上のかた (昭和36年1月1日以前生まれ)

年金収入 0円 151万5千円 152万円

住民税・森林環境税
非課税

住民税**非課税**
森林環境税課税
1,000円

住民税(均等割)課税
4,500円
森林環境税課税
1,000円

住民税(均等割+所得割)課税
4,500円 + 課税所得の10%
森林環境税課税
1,000円

雑所得 0円

41万5千円

42万円

45万円

58万円

95万円

税法上 (所得税・住民税) の扶養となれる

所得税 非課税 | 所得税 課税



105万円 118万円 155万円

155万円 168万円 205万円

扶養から外れる